

(写)

長門市告示第 186 号

令和 3 年 9 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 8 月 31 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 3 年 9 月 10 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 3 年度長門市一般会計補正予算（第 4 号）

第 2 号 令和 3 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 3 号 令和 3 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 4 号 令和 3 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 5 号 令和 3 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 6 号 令和 3 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 7 号 令和 2 年度長門市水道事業剰余金の処分について

第 8 号 令和 2 年度長門市水道事業会計決算の認定について

第 9 号 令和 2 年度長門市下水道事業会計決算の認定について

第 10 号 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 11 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 12 号 長門市重度障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

第 13 号 長門市草地条例の一部を改正する条例

第 14 号 長門市金子みすゞ記念館条例の一部を改正する条例

第 15 号 長門市香月泰男美術館条例の一部を改正する条例

第 16 号 財産の取得について（30m級先端屈折式はしご付消防自動車）

第 17 号 市の区域内の字の区域の変更について

第 18 号 専決処分の承認について（令和 3 年度長門市一般会計補正予算（専決第 2 号））

第 19 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告

第1号 専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めること
について）

第2号 権利の放棄について

令和 3 年 9 月

長門市議会定例会

議 案

目 次

議 案

- 第 1 号 令和 3 年度長門市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 号 令和 3 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 号 令和 3 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 号 令和 3 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 号 令和 3 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 号 令和 3 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 号 令和 2 年度長門市水道事業剰余金の処分について
- 第 8 号 令和 2 年度長門市水道事業会計決算の認定について
- 第 9 号 令和 2 年度長門市下水道事業会計決算の認定について
- 第 10 号 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 11 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 12 号 長門市重度障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
- 第 13 号 長門市草地条例の一部を改正する条例
- 第 14 号 長門市金子みすゞ記念館条例の一部を改正する条例
- 第 15 号 長門市香月泰男美術館条例の一部を改正する条例
- 第 16 号 財産の取得について（30m級先端屈折式はしご付消防自動車）
- 第 17 号 市の区域内の字の区域の変更について
- 第 18 号 専決処分の承認について（令和 3 年度長門市一般会計補正予算（専決第 2 号））
- 第 19 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報 告

- 第 1 号 専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）
- 第 2 号 権利の放棄について

議案第 7 号

令和 2 年度長門市水道事業剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 2 年度長門市水道事業剰余金を別紙のとおり処分することについて、市議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

令和2年度長門市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

| | 資本金 | 資本剰余金 | 未処分利益剰余金 |
|-------------|---------------|------------|----------------|
| 当年度末残高 | 2,335,096,695 | 24,899,487 | 301,684,743 |
| 議会の議決による処分額 | 0 | 0 | △301,684,743 |
| 組入資本金の増加 | 0 | 0 | 0 |
| 減債積立金の積立 | 0 | 0 | △301,684,743 |
| 条例による処分額 | 0 | 0 | 0 |
| 処分後残高 | 2,335,096,695 | 24,899,487 | (繰越利益剰余金) 0 |

議案第 8 号

令和 2 年度長門市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度長門市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第9号

令和2年度長門市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度長門市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 10 号

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

令和 3 年 9 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成 26 年長門市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| 目次 第 1 章～第 2 章（略） 第 3 章 特定地域型保育事業の運営 に関する基準 第 1 節及び第 2 節（略） 第 3 節 特例地域型保育給付費に 関する基準(第 51 条・第 52 条) <u>第 4 章 雑則(第 53 条)</u> 附則 | 目次 第 1 章～第 2 章（略） 第 3 章 特定地域型保育事業の運営 に関する基準 第 1 節及び第 2 節（略） 第 3 節 特例地域型保育給付費に 関する基準(第 51 条・第 52 条) (新設) 附則 |
| 本則 第 2 章 特定教育・保育施設の 運営に関する基準 第 2 節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) 第 5 条（略） (削る) | 本則 第 2 章 特定教育・保育施設の 運営に関する基準 第 2 節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) 第 5 条（略） <u>2 特定教育・保育施設は、利用申込 者からの申出があつた場合には、前 項の規定による文書の交付に代え て、第 5 項で定めるところにより、 当該利用申込者の承諾を得て、当該 文書に記すべき重要事項を電子情報 処理組織を使用する方法その他の情 報通信の技術を利用する方法であつ て次に掲げるもの（以下この条にお いて「電磁的方法」という。）によ り提供することができる。この場合 において、当該特定教育・保育施設 は、当該文書を交付したものとみな</u> |

す。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(削る)

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

(削る)

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(削る)

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的

(削る)

第 3 章 特定地域型保育事業の
運営に関する基準

第 2 節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 38 条 (略)

(削る)

(特定教育・保育施設等との連携)

第 42 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間地等その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満

方法による承諾を得なければならない。

(1) 第 2 項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第 3 章 特定地域型保育事業の
運営に関する基準

第 2 節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 38 条 (略)

2 第 5 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

第 42 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間地等その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満

3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 (略)

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) (略)

5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

6~9 (略)

第4章 雑則

3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号_____において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 (略)

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項_____

_____の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) (略)

5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

6~9 (略)

(新設)

(電磁的記録等)

第 53 条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出し

(新設)

たものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用す

るもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第5項」とあるのは「第6項において準用する第5項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 3 年 9 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年長門市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| 目次 第 1 章～第 4 章 （略） 第 5 章 事業所内保育事業(第 42 条 －第 48 条) <u>第 6 章 雑則 (第 49 条)</u> 附則 | 目次 第 1 章～第 4 章 （略） 第 5 章 事業所内保育事業(第 42 条 －第 48 条) (新設) 附則 |
| 本則 第 1 章 総則 (保育所等との連携) 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。 <u>以下この条</u> において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 | 本則 第 1 章 総則 (保育所等との連携) 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。 <u>第 3 号</u> において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号） |

号) 第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。) 、幼稚園 (同項に規定する幼稚園をいう。) 又は認定こども園 (同項に規定する認定こども園をいう。) (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等 (居宅訪問型保育事業を除く。第 16 条第 2 項第 3 号において同じ。) を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児 (事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第 42 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第 4 項第 1 号において同じ。) を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2~4 (略)

5 前項 (第 2 号に該当する場合に限る。) の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち次に掲げるもの (入所定員が 20 人以上のものに限る。) であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

第 6 章 雑則

(電磁的記録)

第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面 (書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以

第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。) 、幼稚園 (同項に規定する幼稚園をいう。) 又は認定こども園 (同項に規定する認定こども園をいう。) (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等 (居宅訪問型保育事業を除く。第 16 条第 2 項第 3 号において同じ。) を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児 (事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第 42 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号 _____ において同じ。) を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2~4 (略)

5 前項 (第 2 号に該当する場合に限る。) の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの (入所定員が 20 人以上のものに限る。) であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

長門市重度障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

令和 3 年 9 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市重度障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

長門市重度障害者福祉手当条例（平成 17 年長門市条例第 223 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>本則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保護者 前 3 号に定める障害児、重度障害者又はその他障害者（以下この号、<u>第 3 条</u>、第 6 条及び第 8 条において「障害者等」という。）の親権を行う者、配偶者、成年後見人、成年保佐人その他これらに類する者で、<u>現に</u>障害者等と生計を一にし、かつ、障害者等を監護する者 _____</p> <p>_____をいう。</p> <p>（受給資格）</p> <p>第 3 条 福祉手当を受けることができる者は、当該年度の <u>12 月 31 日</u>に市の住民基本台帳に記載されている<u>次の各号に掲げる者</u>とし、かつ、<u>重度障害者及びその他障害者 _____</u>にあつては、当該障害者本人が非課税世帯(当該年度の市民税所得割を納付すべき者がいない世帯をいう。)に属し、当該年度の <u>12 月 31 日</u>において社会福祉施設に<u>入所をしていない者及び前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月 31 日までの期間において 3 箇月以上の入院をしていない者</u>（以下「<u>受給資格者</u>」という。）とする。</p> <p>(1) <u>保護者</u></p> <p>(2) <u>保護者のない障害者等</u></p> | <p>本則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保護者 前 3 号に定める障害児、重度障害者又はその他障害者（以下この号 _____、第 6 条及び第 8 条において「障害者等」という。）の親権を行う者、配偶者、成年後見人、成年保佐人その他これらに類する者で、<u>_____障害者等と生計を一にし、かつ、障害者等を監護する者(単身で生活している障害者等にあつては、当該障害者等を含む。)</u>をいう。</p> <p>（受給資格）</p> <p>第 3 条 福祉手当を受けることができる者は、当該年度の <u>3 月 1 日</u>に市の住民基本台帳に記載されている<u>保護者</u>とし、かつ、<u>重度障害者及びその他障害者(以下この項において「障害者等」という。)</u>にあつては、当該障害者等本人が非課税世帯(当該年度の市民税所得割を納付すべき者がいない世帯をいう。)に属し、当該年度の <u>3 月 1 日</u>において社会福祉施設に<u>入所又は 3 箇月以上の入院をしていない者</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

2 福祉手当を受けようとする受給資格者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

3 (略)

(福祉手当の支給)

第5条 市長は、第3条第2項の規定による受給資格の認定をした後、当該受給資格者に対し福祉手当の年額を一括して支給するものとする。

(福祉手当の不支給又は返還)

第6条 市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、福祉手当を不支給とし、又はすでに支給した福祉手当を返還させることができる。

(1)～(3) (略)

2 福祉手当を受けようとする保護者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

3 (略)

(福祉手当の支給)

第5条 市長は、第3条第2項の規定による受給資格の認定をした後、保護者に対し福祉手当の年額を一括して支給するものとする。

(福祉手当の不支給又は返還)

第6条 市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、福祉手当を不支給とし、又はすでに支給した福祉手当を返還させることができる。

(1)～(3) (略)

備考 改正箇所は、下線を引いた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

長門市草地条例の一部を改正する条例

令和 3 年 9 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市草地条例の一部を改正する条例

長門市草地条例（平成 17 年長門市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----|------|--|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|---------|---------------|--|----|----|---------------|-----------------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|---------|---------------|
| 本則 (名称及び位置) 第 2 条 名称及び位置は、次のとおりとする。 | 本則 (名称及び位置) 第 2 条 名称及び位置は、次のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(削る)</td></tr><tr><td>油谷高畑草地</td><td>長門市油谷向津具上字高畑</td></tr><tr><td>油谷介森草地</td><td>長門市油谷向津具上字介森</td></tr><tr><td>油谷上ゲ草地</td><td>長門市油谷向津具上字上ゲ</td></tr><tr><td>油谷オケ原草地</td><td>長門市油谷向津具下字オケ原</td></tr></tbody></table> | 名称 | 位置 | (削る) | | 油谷高畑草地 | 長門市油谷向津具上字高畑 | 油谷介森草地 | 長門市油谷向津具上字介森 | 油谷上ゲ草地 | 長門市油谷向津具上字上ゲ | 油谷オケ原草地 | 長門市油谷向津具下字オケ原 | <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>三隅大里草地</u></td><td><u>長門市三隅上字先大里、後ケ浴</u></td></tr><tr><td>油谷高畑草地</td><td>長門市油谷向津具上字高畑</td></tr><tr><td>油谷介森草地</td><td>長門市油谷向津具上字介森</td></tr><tr><td>油谷上ゲ草地</td><td>長門市油谷向津具上字上ゲ</td></tr><tr><td>油谷オケ原草地</td><td>長門市油谷向津具下字オケ原</td></tr></tbody></table> | 名称 | 位置 | <u>三隅大里草地</u> | <u>長門市三隅上字先大里、後ケ浴</u> | 油谷高畑草地 | 長門市油谷向津具上字高畑 | 油谷介森草地 | 長門市油谷向津具上字介森 | 油谷上ゲ草地 | 長門市油谷向津具上字上ゲ | 油谷オケ原草地 | 長門市油谷向津具下字オケ原 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (削る) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 油谷高畑草地 | 長門市油谷向津具上字高畑 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 油谷介森草地 | 長門市油谷向津具上字介森 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 油谷上ゲ草地 | 長門市油谷向津具上字上ゲ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 油谷オケ原草地 | 長門市油谷向津具下字オケ原 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>三隅大里草地</u> | <u>長門市三隅上字先大里、後ケ浴</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 油谷高畑草地 | 長門市油谷向津具上字高畑 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 油谷介森草地 | 長門市油谷向津具上字介森 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 油谷上ゲ草地 | 長門市油谷向津具上字上ゲ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 油谷オケ原草地 | 長門市油谷向津具下字オケ原 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

長門市金子みすゞ記念館条例の一部を改正する条例

令和 3 年 9 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市金子みすゞ記念館条例の一部を改正する条例

長門市金子みすゞ記念館条例（平成 17 年長門市条例第 168 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>本則</p> <p><u>(開館日)</u></p> <p><u>第 4 条 記念館は、年間を通して開館する。ただし、市長が必要と認めるときは、記念館の全部又は一部を臨時に休館することができる。</u></p> <p><u>(開館時間)</u></p> <p><u>第 5 条 記念館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。</u></p> <p><u>2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。</u></p> <p><u>(資料の撮影、模写等)</u></p> <p><u>第 6 条 (略)</u></p> <p><u>(入館の制限)</u></p> <p><u>第 7 条 (略)</u></p> <p><u>(入館料)</u></p> <p><u>第 8 条 記念館に入館しようとする者は、別表に掲げる基準額に相当する額の入館料を支払わなければならない。</u></p> <p><u>(入館料の減免)</u></p> <p><u>第 9 条 (略)</u></p> <p><u>(入館料の不返還)</u></p> <p><u>第 10 条 (略)</u></p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p><u>第 11 条 (略)</u></p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第 12 条 記念館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務は、地方自</u></p> | <p>本則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(資料の撮影、模写等)</p> <p><u>第 4 条 (略)</u></p> <p>(入館の制限)</p> <p><u>第 5 条 (略)</u></p> <p>(入館料)</p> <p><u>第 6 条 記念館に入館しようとする者は、<u>長門市使用料徴収条例(平成 17 年長門市条例第 63 号)</u>に定めるところにより、入館料を支払わなければならない。</u></p> <p>(入館料の減免)</p> <p><u>第 7 条 (略)</u></p> <p>(入館料の不返還)</p> <p><u>第 8 条 (略)</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第 9 条 (略)</u></p> <p>(新設)</p> |

治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1) 第 3 条に掲げる事業の実施に関すること。

(2) 施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めること。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第 4 条、第 5 条及び第 7 条の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定手続等)

(新設)

第 13 条 前条第 1 項の規定による指定管理者の指定手続等については、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年長門市条例第 238 号)に定めるところによる。

(利用料金及び利用料金の減免)

(新設)

第 14 条 指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第 8 条の規定にかかわらず、記念館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表に掲げる基準額に 10 分の 5 を乗じて得た額から基準額に 10 分の 15 を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理の業務の実施)

(新設)

第 15 条 市長は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて記念館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合

又は指定管理者が天災その他事由により記念館の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、記念館の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受させることが適当でないときは、市は、第14条第1項の規定にかかわらず、第8条により、入館者から入館料を徴収する。

(委任)

第16条 (略)

別表(第8条、第14条関係)

| 区分 | | 基準額 (円) | |
|--------------|-------------|------------|-----|
| 入館料 | 個人(1人1回につき) | 一般 | 350 |
| | | 高校生以下の者 | 150 |
| | 団体(1人につき1回) | 一般 | 300 |
| | | 高校生以下の者 | 100 |
| 共通券(1人1回につき) | 一般 | 700 | |
| | 高校生以下の者 | 300 | |

備考

- 1 未就学児は、無料とする。
- 2 長門市民は、無料とする。
- 3 団体とは、20人以上のものをいう。
- 4 共通券(個人がくじら資料館入館料、金子みすゞ記念館入館料、村田清風記念館観覧料及び香月泰男美術館常設展示観覧料を同時に支払う場合をいう。)は、当該共通券で1回限り全施設に入場し、観覧することができる。

(委任)

第10条 (略)

(新設)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(長門市使用料徴収条例の一部改正)

2 長門市使用料徴収条例(平成17年長門市条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表第1 社会教育文化施設使用料の部金子みすゞ記念館の項を削る。

議案第 15 号

長門市香月泰男美術館条例の一部を改正する条例

令和 3 年 9 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市香月泰男美術館条例の一部を改正する条例

長門市香月泰男美術館条例（平成 17 年長門市条例第 169 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>本則</p> <p><u>(開館日)</u></p> <p><u>第 4 条 美術館は、火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあたる</u> <u>ときは、その翌日以降の日であって当該休日に最も近い休日でない日）を除き、毎日開館する。</u></p> <p><u>2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館し、又は休館することができる。</u></p> <p><u>(開館時間)</u></p> <p><u>第 5 条 美術館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。</u></p> <p><u>2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(名誉館長)</p> <p><u>第 6 条 (略)</u></p> <p>(観覧料)</p> <p><u>第 7 条 美術館が展示する美術作品等を観覧しようとする者は、別表に掲げる基準額に相当する額の観覧料を納入しなければならない。</u></p> | <p>本則</p> <p><u>(管理)</u></p> <p><u>第 4 条 美術館は、市が管理する。</u></p> <p><u>(職員)</u></p> <p><u>第 5 条 美術館に、館長その他必要な職員を置く。</u></p> <p><u>(職務)</u></p> <p><u>第 6 条 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>2 職員は、館長の命を受け、業務を処理する。</u></p> <p>(名誉館長)</p> <p><u>第 7 条 (略)</u></p> <p>(観覧料)</p> <p><u>第 8 条 美術館が展示する美術作品等を観覧しようとする者は、長門市使用料徴収条例(平成 17 年長門市条例第 63 号)に定めるところにより観覧料を納入しなければならない。</u></p> |

(特別観覧料)

第 8 条 (略)

2 前項の許可を受けた者は、別表に掲げる基準額に相当する額の特別観覧料を納入しなければならない。

(施設の使用)

第 9 条 (略)

2 研修室の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる基準額に相当する額の研修室使用料を納入しなければならない。

3 (略)

(観覧料等の減免)

第 10 条 市長は、特別の理由があると認めたときは、第 7 条の観覧料、第 8 条の特別観覧料又は前条の研修室使用料を減額し、又は免除することができる。

(入館及び使用の制限)

第 11 条 (略)

(損害賠償の義務)

第 12 条 (略)

(運営協議会)

第 13 条 (略)

(委員)

第 14 条 (略)

(指定管理者による管理)

第 15 条 美術館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1) 第 3 条に掲げる事業の実施に関すること。

(2) 施設の使用の許可に関すること。

(3) 施設及び附属設備器具の維持管理に関すること。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第 4 条、第 5 条、第 9 条及び第 11 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理

(特別観覧料)

第 9 条 (略)

2 前項の許可を受けた者は、長門市使用料徴収条例に定めるところにより特別観覧料を納入しなければならない。

(施設の使用)

第 10 条 (略)

2 研修室の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、長門市使用料徴収条例に定めるところにより研修室使用料を納入しなければならない。

3 (略)

(観覧料等の減免)

第 11 条 市長は、特別の理由があると認めたときは、第 8 条の観覧料、第 9 条の特別観覧料又は前条の研修室使用料を減額し、又は免除することができる。

(入館及び使用の制限)

第 12 条 (略)

(損害賠償の義務)

第 13 条 (略)

(運営協議会)

第 14 条 (略)

(委員)

第 15 条 (略)

(新設)

者」とする。

(指定管理者の指定の手續等)

(新設)

第 16 条 前条第 1 項の規定による指定管理者の指定手續等については、長門市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 238 号）に定めるところによる。

(利用料金及び利用料金の減免)

(新設)

第 17 条 指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第 7 条、第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、美術館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表に掲げる基準額に 10 分の 5 を乗じて得た額から基準額に 10 分の 15 を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があるとき認めるときその他特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理の業務の実施)

(新設)

第 18 条 市長は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて美術館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他事由により美術館の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、美術館の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないと認めるときは、市は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、第 7 条、第 8 条第 2 項又は第 9 条第 2 項により、入館者又は使用者から観覧料、特別観覧料又は研修室使用料を徴収する。

(委任)
第19条 (略)

別表(第7条、第8条、第9条、第17条関係)

| 区分 | | 基準額 (円) |
|--------------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| 常設 展示 観覧 料 | 個人(1 人1回 につ き) | 一般 500 |
| | | 高校生以 下の者 200 |
| | 団体(1 人1回 につ き) | 一般 400 |
| | | 高校生以 下の者 150 |
| | 共通券 (1人1 回につ き) | 一般 700 |
| | | 高校生以 下の者 300 |
| 企画 展示 観覧 料 | 1人1回につき | 2,000円 以内で市 長が定め る額 |
| 特別 観覧 料 | 熟覧(1点につ き、1回) | 200 |
| | 複写、模造等(1 点につき、1回) | 1,000 |
| 撮影(1 点につ き、1 回) | モノ クロ | 学術 研究 を目的 とする 場合 150 |
| | | 出版 等を目的 とする場 合 1,000 |
| | カラ ー | 学術 研究を目的 とする場 合 300 |
| | | 出版 等を 2,000 |

(委任)
第16条 (略)

(新設)

| | | 目的とする場合 | |
|---|--------|---------|-----|
| 研修室使用料 | 1時間につき | | 200 |
| 研修室冷暖房使用料 | 1時間につき | | 100 |
| 備考 | | | |
| 1 常設展示観覧料とは、美術館が常時展示している美術作品等の観覧料をいう。 | | | |
| 2 企画展示観覧料とは、美術館が特別に企画し、展示する美術作品等の観覧料をいう。 | | | |
| 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。 | | | |
| 4 未就学児は、無料とする。 | | | |
| 5 長門市民は、無料とする。 | | | |
| 6 団体とは、20人以上のものをいう。 | | | |
| 7 共通券（個人がくじら資料館入館料、金子みすゞ記念館入館料、村田清風記念館観覧料及び香月泰男美術館常設展示観覧料を同時に支払う場合をいう。）は当該共通券で1回限り全施設に入場し、観覧することができる。 | | | |

備考 改正箇所は、下線を引いた部分である。

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(長門市使用料徴収条例の一部改正)
- 2 長門市使用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 社会教育文化施設使用料の部香月泰男美術館の項を削る。

議案第 16 号

財産の取得について（30m級先端屈折式はしご付消防自動車）

下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び長門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年長門市条例第 56 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

1 取得財産

30m級先端屈折式はしご付消防自動車 1 台

2 取得価格

2 2 9, 3 5 0, 0 0 0 円

（うち消費税及び地方消費税の額 2 0, 8 5 0, 0 0 0 円）

3 契約方法

指名競争入札による契約

4 取得の相手方

周南市野上町 1 丁目 20

株式会社クマヒラセキュリティ徳山営業所

所長 中村幸一

議案第 17 号

市の区域内の字の区域の変更について

長門市俵山及び日置上の一部地域の地籍調査の成果に係る土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による山口県知事の認証のあった日から、長門市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 18 号

専決処分の承認について（令和 3 年度長門市一般会計補正予算（専決第 2 号））

令和 3 年度長門市一般会計補正予算（専決第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年 8 月 20 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 3 年 9 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

報告第 1 号

専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）

自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 3 年 7 月 9 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 3 年 9 月 10 日提出

長門市長 江 原 達 也

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 7 月 9 日

長門市長 江 原 達 也

自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の額 181,610 円

2 損害賠償の相手方

住所

氏名

3 発生の原因となる事実

令和 3 年 6 月 9 日午後 1 時 35 分頃、長門市東深川所在の訪問先病院内駐車場において、公用車を後退させたところ、運転手の不注意により、駐車中の相手方車両右後方部に公用車の左前方部が接触し、相手方車両に損害を与えたもの

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

報告第2号

権利の放棄について

長門市債権管理条例（平成28年長門市条例第6号）第12条第1項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和3年9月10日提出

長門市長 江原達也

（上下水道局）

記

長門市債権管理条例第12条第1項により放棄する債権一覧（令和2年度執行）

（単位：人、件、円）

| 債権名 | 計 | 放棄の事由 | | |
|-----------------------|------|---------------|-------------|--------|
| | | 第3号 相続人なし等 | 第6号 生活困窮 | |
| 水道料金 (人数) | 3 | 2 | 1 | |
| | (件数) | 40 | 10 | 30 |
| | (金額) | 126,748 | 30,284 | 96,464 |
| 漁業集落排水使 用料 (人数) | 1 | 1 | | |
| | (件数) | 3 | 3 | |
| | (金額) | 10,491 | 10,491 | |
| 農業集落排水使 用料 (人数) | 1 | 1 | | |
| | (件数) | 6 | 6 | |
| | (金額) | 25,783 | 25,783 | |

※第1号（時効満了）、第2号（破産等）、第4号（徴収停止3年）、第5号（強制執行済み）については該当なし